



NEWSLETTER

《企業法制と法創造》総合研究所
知的財産法制研究センター

❖JASRAC 連続公開寄付講座第6回 「電子出版をめぐる著作権法上の課題」 (2010/11/20 開催)



【司会】

上野達弘 (立教大学准教授)

【講演者】(登壇順)

横山久芳 (学習院大学教授)

福井健策 (弁護士)

島並 良 (神戸大学教授)

2010年11月20日に開催されたJASRAC寄付講座の第1部は、「電子出版をめぐる著作権法上の課題」をテーマにシンポジウムが行われた。

昨今いわゆる電子出版をめぐる技術上あるいはビジネス上の課題が盛んに議論されているところであるが、本シンポジウムは著作権法上の諸課題に焦点を当てたものである。

(1) まず、司会の上野から、3つの点(出版者の権利、私的複製、出版契約と権利処理)について問題の所在が示された。

第一に、出版者の権利については、わが国著作権法において出版者には固有の権利が付与されていないところ、電子出版時代においては、一定の出版者に著作隣接権等の権利を付与すべきかどうかということに関して、その必要性和隣接権制度の趣旨等について説明された。

第二に、電子化されていない書籍を自ら裁断してスキャンにより電子化すること(いわゆる「自炊」)や、書籍の電子化を代行するサービスの是非等を素材として、私的複製をめぐる制度設計について問題提起があった。

第三に、出版契約や大量権利処理問題をきっかけとしつつ、排他的許諾権であることを前提とした著作権制度それ自体の将来像について課題が示された。



(2) 横山久芳教授は、ドイツ法やイギリス法を紹介しつつ、電子出版時代における出版者の役割と法的保護のあり方について検討した。イギリス法では発行された版を25年間保護する著作権が付与されているところ、近年の裁判例は、この権利の侵害認定のハードルが高く設定されていることや、その権利はネット上での利用行為まで及ぶものではないことなどが紹介された。ドイツ法に関しては、学術的刊行物の保護および遺著著作物の保護という既存の制度に加えて、新たに新聞社に対する著作隣接権めぐって立法論があることも紹介された。その上で、わが国において出版者に新たな著作隣接権を付与すべきかという点に関する議論が整理して検討された。

(3) 島並良教授は、リアル書籍から電子書籍への変化が読書環境に与える影響と、これに応じて著作権法はいかに変わるべきか、変わるべきでないのかといった問題を提起した。その中で、業務上

の自炊であっても個人使用目的として適法な私的複製に当たる余地があることや、自炊代行業は適法な私的複製には当たらないといった指摘がなされた。また、技術や契約による読書制限をどう考えるかという点、電子書籍購入後の流通制約については電子書籍の購入というものがデータアクセス権限の購入であるとみる観点から検討すべきといったことが指摘された。

(4) 福井健策弁護士は、電子出版に向けた契約ガイドライン策定の動向などを紹介した上で、わが国の電子出版を進展させるためには、権利と契約が課題になることを指摘した。そして、電子出版に関しては権利処理に関するさまざまなコストが問題となるため、従来のがくに散見される曖昧な出版契約を明確化したり集中管理したりすべきではないかといったことが指摘された。また、出版社が電子出版時代において担うべき役割とその保護のあり方について、出版契約締結の普及と契約内容の見直しについて具体的な提言がなされた。

(5) 討論の中では、たとえば自炊代行サービスに関して、裁断後の書物やデータの事後的流通などの点も含めて具体的な議論が深められた。そして、一般論として、著作権法に関する政策形成過程にユーザーの利益や意見を反映する方法等について、フロアからの意見も含めて活発な議論が行われた。

当日は非常に多数の来場者を迎えて盛況であったことを付記しておく。

(上野達弘)

❖ JASRAC 連続寄付講座第7回

「追及権をめぐる課題」 (2010/11/20 開催)



【司会】

小川明子 (早稲田大学グローバル COE 助手)

【講演者】

フレデリック・ポロー=デュリアン (ソルボンヌ大学 (パリ第一) 教授)

【コメント】

齊藤博 (新潟大学名誉教授)

2010年11月20日、第6回に続き、第7回 JASRAC 寄付講座が開催された。「追及権をめぐる課題」をテーマとして、フランス著作権法の第一人者であるフレデリック・ポロー=デュリアン教授にご登壇いただき、齊藤博教授からは、ドイツの立場からのコメントを頂戴した。

【講演】

ポロー=デュリアン教授は「フランスおよび欧州連合における追及権の概要」というタイトルで、前半は、歴史的起源、世界的発展、法的性質という、追及権の基本をご説明いただいた。

19世紀の終わりに起きた印象派作品の高騰によって、当初低い価格で取引された作品価格が上昇した。二束三文で手に入れた美術の作品が投資家に大きな利益をもたらす半面、著作者や家族には何ら収入がないということから、フランスの立法者は、「社会の援助を必要とする美術家を手けるということではなく、美術の著作物を利用する際に、その特殊性を反映した本来の著作者の権利」の創設が必要であるという考えに至ったと述

R
CLIP

べた。そして導入された追及権は、美術の著作者が原作品を譲渡した後に、再度販売が行われる度に、その対価の一部が著作者に支払われるという権利である。

フランスで追及権が生まれた1920年当時、この権利は「フランス特有のもの」とされていたが、続けて、ベルギー、チェコスロバキア、ポーランド、ウルグアイ、イタリア等でも同様の法制度が導入され、その後、1948年のブラッセル会議では、ベルヌ条約第14条の3に追及権の規定が導入された。一方欧州においても、2001年9月27日の欧州指令によって、欧州15カ国（当時）に追及権の導入が義務化され、現在では27カ国に広がった。

後半は、追及権システムにおける、受益者、メカニズム、保護対象となる作品という、現在の追及権制度が持つ、それぞれ興味深い問題点についての解説をいただいた。

著作者の没後の追及権については様々な問題がある。2001年当時追及権を持たなかった国々は、欧州指令2001/84/ECで、2006年の期限までに少なくとも生存中の著作者のみ保護することが求められていたが、2012年を次の期限として、没後70年間に保護を拡大することが求められている。一方、1920年以来追及権を持つフランスでは、他の著作権同様没後70年の保護期間があるが、法定相続人以外への遺言による承継を除外しており、著作者自身が遺贈者を選択する権利を否定していることが一つの問題となっているという。

追及権のメカニズムとしては、欧州各国が追及権を持つという欧州指令に到達するまでの段階で、当時追及権制度を保有していた国と導入に反対する国との間で、合意のための調整が行われたことから、フランス等が著作者に与えていた保護レベルが下がるという状況が起きているという。

徴収率は、欧州指令以前は、3%あるいは5%というように、一律同率を適用していた国が多く

あったが、指令は、販売額の上昇に従って率を下げていく。そして、販売額に係わらず徴収額の上限を12,500€と設定していることから、高額で取引した仲介者が優遇されることになる。ポロー＝デュリアン教授はこの点が、大きな問題であると指摘した。また、オリジナルの定義をどこにおくか、家具等を追及権に含めるかという問題も存在する。

フランスの経験が示すのは、この権利の導入によって、美術品市場に負の影響をもたらすことはなく、また、著作者のためには必要な権利であるということであると述べた。

【コメント】

齊藤教授より、まず、ドイツにおける追及権の概要についての解説をいただいた。

ドイツにおいても、長年追及権の導入草案が提案されてきていたが、最終的に導入されたのは1965年である。その後、欧州指令によって、徴収率等の変更が求められてきている。

そして、追及権に係わる問題点として、「追及権の回避」について、2008年7月17日の連邦通常裁判所判決を挙げてご説明いただいた。原告の著作権管理団体BildKunstは、売買契約の仲介人に対して、再譲渡の詳細を報告するように求めた。原作品は契約締結前に追及権のないスイスに渡った上で、買主が追及権のないLondon又はNYで契約に署名し、売主は追及権のあるFrankfurtで署名した場合、果たしてドイツ法が



適用できるかという問題である。この事案において、連邦通常裁判所は、売買契約につき、一方の当事者が国内で署名していることから、ドイツの追及権について論じうるとされた。

最後に司会者より、原作品の廃棄あるいは破壊が行われた場合、著作者はその後の販売への参加の機会をなく奪われたことに対して、損害を主張することができるかという点についての質問がだされ、ポロー=デュリアン教授より、それについては、否定的であるという回答を得た。

追及権をもたない我が国において、フランス、日本を代表するポロー=デュリアン、斉藤両教授による追及権をテーマとした講演会が行われ、フランスとドイツの状況について報告されたことは、我が国の美術の著作権保護を考える上で、非常に意義深い。

(助手 小川明子)



(高林教授とポロー=デュリアン教授)

❖ JASRAC 連続寄付講座第8回

「グーグル和解と著作権リフォーム」

(2010/12/11 開催)



【講演者】

城所岩生 (国際大学グローコム客員教授)

【司会】平嶋竜太 (筑波大学准教授)

2010年12月11日に開催された JASRAC 連続公開寄付講座「著作権法特殊講義」の第8回講義では、城所岩生国際大学グローコム客員教授を招聘し、平嶋竜太筑波大学准教授の司会の下、グーグル和解と著作権リフォームというテーマでの報告及びディスカッションが行われた。

本講義では、城所客員教授から、①グーグルブックス和解案の概要、②和解案による著作権リフォーム、③米国における著作権リフォームの論議、そして、④和解の見通しと日本への示唆の4点について報告がされた。

先ず、グーグルブックス和解案の解説においては、特に当初和解案から修正和解案に至る過程で生じた議論が詳しく説明された。すなわち、当初案以降、(i)同訴訟が集団訴訟(class action)であることに起因する訴訟法上の問題、(ii)グーグル社による価格支配が生じてしまうというような反トラスト法上の問題、(iii)絶版本や孤児著作物についてグーグル社による事実上の独占が生じてしまうというような著作権関連の問題が多く指摘されてきたこと、その中でも特に著作権関連で強調されるのは「オプトイン(opt-in)」及び「オ

R
CLIP

プトアウト(opt-out)」の問題であり、積極的に集団(class)から離脱(opt-out)する意思表示をしなければ権利者はデフォルトで和解に拘束されてしまう点に関して米政府等が強い懸念を示していること、これに対し、グーグル社によって、マイクロソフト社が撤退した過去の書籍検索サービスの例などを引き、権利者の許諾を得た場合にのみ検索可能とするオプトイン方式ではビジネスが成立しない、オプトアウト方式でなければ和解はない、との強い反論がされていること等が紹介された。

次に、和解案によって結果的に生じる著作権リフォームの問題が整理された。特に重要な点として指摘されたのは、孤児著作物を事実上グーグル社が独占することになる点である。そもそも米議会は00年代に孤児著作物の利用促進のための法案を3回も廃案としており、グーグル社に間隙を突かれる形で事実上の著作権リフォームが生じることについて、いわば公の失敗ではないかとの批判がされている。そして、このようなリフォームが可能となるのは、米国法にフェアユース規定が存在しているためであり、過去のウェブ検索(画像検索及び文書検索)に関する訴訟においても、同107条(2)所定の4つの要素が総合考慮された結果、いずれの例においても、被告によるフェアユースの抗弁が認められたことなどが紹介された。



以上に続いて、このようなグーグル問題に誘発されて活発化している著作権リフォームの議論が紹介された。例えばミシガン大学の Jessica Litman 教授によつては、(i)対象を商用目的のもののみにする(アマチュアの創作を除く)など法を抜本的に簡素化する、(ii)仲介業者や流通業者ではなくコンテンツ創作者に権利を付与する、(iii)読者や視聴者に権利を付与する、(iv)著作権法をコントロールしていると思われるミドルマンの権利を中抜きにする等の提案がされている。また、Samuelson 教授等による Copyright Principle Project からは、著作権法のアップグレードは新技術や著作物の新たな使用に柔軟であるべきであり、新たな仕組みは著作物を創作し利用する万人がいちいち弁護士に相談しなくても理解できるように簡単なものでなければならないとの指摘がされるとともに、著作権局の近代化や権利制限規定の範囲の明確化等々が提案されている。スタンフォード大学の Lawrence Lessig 教授からは、2010年11月開催のWIPO国際会議においてデジタル環境に適合していない現在の著作権システムについてWIPOはそのoverhaulをリードすべきであるとの主張がされ、また、近著において、権利の自動付与から申請による付与に移行させることや非商業的アマチュアの創作を規制対象から外すことなどが提案されていることなどが紹介された。

最後に、和解の見通しについて、裁判所により和解が承認される見込みはゼロに近いしつつ、却下された場合には、(i)訴訟の取り下げ、(ii)被告グーグルのフェアユースの抗弁が認められる、(iii)原告勝訴となるも差止めは認められず損害賠償のみというシナリオが想定されるとした上で、私見として、消耗戦に耐えられずに原告が訴訟を取下げの可能性があるとした。また、いずれのシナリオであっても、グーグルは書籍のデジタル化を進めることが可能であり、これはYouTubeにおいて生じた"tolerated use"とも称される現



象の再現ではないかとグーグル社の積極的な戦略を分析した上で、IBMのCEOによる「勝者は嵐を生き延びた者ではなく、ゲームのルールを変えた者だ」という言葉などを引用しつつ、日本においても、国や企業が攻め込めるような法整備が必要であって、日本版フェアユースの検討にあたって、国家戦略の視点からの議論がされるべきであるとの指摘がなされた。

以上の報告を受け、司会の平嶋准教授から、グーグルのこの問題は、単にビジネス世界のルールとして新しいスキームを作っていくというような話を超え、もう少し大きなところでのリフォームが狙われているのではないかと改めて感じるとの感想が述べられ、また、Samuelson教授の近時の論文において、今回の和解は従来のclass actionの考え方から果たして許容され得るのか、和解によって使い易い制度が実現しそうではあるものがある意味立法を回避するようなやり方に対しては相当に気をつけなければならないという趣旨の指摘がされている点などが紹介された。

その後参加者との間で積極的な質疑応答が行われ、講義は盛況のうちに終了した。

なお、グーグルブックスに関する和解の最終承認は、ニューヨーク南地区連邦地方裁判所によって本講義後の本年3月22日に却下されている（原告の一人である「Authors Guild」のホームページに掲載されている同地裁決定文：http://www.authorsguild.org/advocacy/articles/scott-turow-on-google.attachment/google-books-opinion-6724/Google%20Books%20Opinion%2005_CIV_8136.pdf）。

(RA 五味飛鳥)

❖IIPS-Forum 文理融合シンポジウム

「法と医の協働による科学技術と社会の新たな秩序形成」

(2011/2/26 開催)

【司会】

逢坂哲彌(早稲田大学理工学術院教授)

朝日 透(早稲田大学理工学術院教授)

高林 龍(早稲田大学法学学術院教授)

【講演者】

金澤一郎(国際医療福祉大学大学院教授・日本
学術会議会長)

淡路剛久(早稲田大学大学院法務研究科教授)

甲斐克則(早稲田大学大学院法務研究科教授)

浅野茂隆(早稲田大学先端科学・健康医療融合
研究機構 機構長)

笠貫 宏(早稲田大学理工学術院教授)

池田康夫(早稲田大学理工学術院教授)

2011年2月26日、早稲田大学重点領域研究機構 知的財産拠点形成研究所 (Institute for Interdisciplinary Intellectual Property Study Forum ; IIPS Forum) 主催、早稲田大学先端科学・健康医療融合研究機構 (ASMeW)、RCLIP ほか共催により、文理融合シンポジウム「法と医の協働による科学技術と社会の新たな秩序形成」が開催された。

本シンポジウムは、わが国を代表する医学者、法学者に、適正な規制、国家政策、環境保全、生命倫理、レギュラトリーサイエンス、トランスレーショナルリサーチ、医学研究者養成など、それぞれのお立場でご講演をいただき、21世紀の医療システムの新展開について議論するものである。

来賓の鈴木寛文部科学副大臣の挨拶に続き、金澤一郎教授による基調講演1「日本の医療と社会」が行われた。金澤教授によれば、国際的にみて日本の医療技術のレベルは著しく高いが、患者も医師も満足していない。患者は、時に医療に対

し過度な要求をし、現場の医師は多忙を極め、その結果安定的・継続的な医療提供が難しくなっていることを称して、近時は「医療崩壊」ということがいわれる。この問題を考察するためには、医療に関わる主体である「行政」「医師」「患者(国民)」に分けて検討するのが有益である。「行政」は、縦割りで一貫性のない施策を行ってきたが、府省横断的に医療に対して責任を持ち、医療のグランドデザインに基づいて施策を実施すべきである。「医師」は、強制加入団体に所属すべきであり、その上で、倫理規定を厳格に守りつつ、全国的な視野で医療に協力することにより国民の信頼を取り戻すべきである。「患者(国民)」は、国民皆保険であることから初めから大病院の専門医の医療を求める傾向にあるが、本来は、個人が普段の健康状態を把握してくれる「かかりつけ医」をもつべきであり、また医療に対して100%の完全性を求めるのは困難であることを理解すべきである。そして、医療に関わるこのような大所高所からの意見を発するには、医学部をもっていないリーディングアカデミアである早稲田大学がもっとも適切である旨、本学への期待を述べられた。



次に、淡路剛久教授による基調講演2「科学技術の進展と法の役割」が行われた。淡路教授のご専門は環境法分野であり、環境問題の拡大によって、環境問題に関する法規範も広がりを見せている。国際的な取り組みが国内環境法にも影響を与え、また、いわゆるハードローのみならず、ソフトロー(経済的手法、情報的手法、行政指導、協

R
CLIP

定など)の重要性が増している。医療の世界でもおそらく同様であり、ハードローのみならず、ソフトロー(ガイドライン、指針など)が重要であって、どのような手法が用いられるべきかの探求においては、医学者と法学者の協働が求められる。

「協働」ということについていうと、「環境法学」は現在確立した学問分野であるが、他の社会科学系・理工系領域との協働という意味では、テーマ毎の総合はできても、新たな「環境学」を創造するには至っていない。また、専門研究者の養成も容易ではない。医と法との協働においても、同様の課題があると思われるが、継承可能で持続的な体系の構築を期待したい、と述べられた。



基調講演に引き続き、甲斐克則教授ら4名による講演が行われた。甲斐教授は、先端医療技術の研究開発と適正ルールの確立という課題を、医事法と生命倫理の観点から講演した。甲斐教授は、まず、現に行われている様々な先端医療技術の研究開発を、「明らかに規制すべきもの」、「促進すべきもの」及び「条件を付して許容すべきもの」という三種類に分け、その規制の根拠及び方式を検討した。そして、ルールとしての生命倫理基本法、被験者保護法、及びルールとしてのバイオローとバイオエシックス等の重要性を強調し、おわりに、DNAの所有及び利用をめぐる各種のトラブルやコモンスの悲劇などを回避するために、欧州諸国が構築したバイオバンクのモデルを紹介し、日本型のバイオバンクのモデルとルールを構築する必要性についても言及した。

続いて、浅野茂隆教授が「トランスレーショナルリサーチと先端医療技術開発システムの構築」について講演を行った。浅野教授は、ゲノム医科学または脳科学等の先端医療技術の開発は進歩しているものの、その知識の不確定性、技術の不完全性は否定できないと指摘した。そのため、先端医療技術の開発における医学的、倫理的、社会的及び法的な課題に適切に対処するために、「トランスレーショナルリサーチ」と呼ばれる少数の善意の被験者の協力を得て行う安全性と有効性についての最初検証が重要であるが、その実施を医師及び医療関連企業に一任するのは妥当性を欠いているので、発明、発見者を含むアカデミアの関連領域の専門家の積極的な参加は不可欠であるという考えを示した。そして、浅野教授は、トランスレーショナルリサーチの効率化、研究開発推進のための省庁の役割分担と連携等、より良い先端医療開発システムの構築に向けての課題に言及し、最後に、今後は4Pの医学・医療【予測(Predictive)、個別化(Personalized)、予防(Preventive)、市民参加(Participatory)】が期待されると結論付けた。

笠貫宏教授からは「レギュラトリーサイエンスと先端医療システムの構築」について講演が行われた。笠貫教授は、日本において深刻になりつつある医療崩壊の問題の原因は、明治以来の医学教育制度、戦後の皆保険制度、医療提供体制等の制度疲労に並び、医薬、医療科学技術の急速な進歩からもたらされた薬物公害など大きな不利益にあると指摘した。したがって、レギュラトリーサイエンスという「革新的な医薬品、医療機器等の開発に向けて、健康研究を支える領域の強化方策として医薬品・医療機器等に係る各種施策を実行する上で科学的合理性と社会的正当性に関する根拠をもって必要な規制を整備するための研究」が不可欠となり、このレギュラトリーサイエンスによる評価、予測及び決断に基づく先端医療システムの総合制度設計が必要であるという見解を



示した。この見解に基づき、笠貫教授は、結論として、憲法レベルの国民の健康権は認めるべきだと述べ、現行の医事法（医師法、医療法、保険法、薬事法）の見直しを含める新たな枠組み作りについての検討を呼びかけた。

最後に、池田康夫教授から「我が国の医学の新しい潮流を担う医療人材育成システムの構築」について講演が行われた。池田教授は、まず、超高齢化社会、Unmet Medical Needs（未だ満たされていない医療ニーズまたは未だ有効な治療方法がない医療ニーズ）等の日本における医学、医療の現状を踏まえて、今日、早急に解決すべき重要な課題は、この現状に対応できる新たな医療の枠組みの構築、及びその枠組みにおいて基礎医学を支え、国際的視野に立ち、創薬・医療機器の開発をリードできる人材を育成するシステムの構築であると説示した。次に、これから求められる医師、医療人像を述べ、リベラルアーツ教育のあり方、医学生の実践的教育と医学教育機関のあり方についての日本における医学教育の問題点を指摘した上、米国における医学教育プログラムをも兼ねて、日本の国立27大学、私立8大学に設けられている新たな学士入学制度を紹介した。さらに、池田教授は、こうした現状と課題に向けて早稲田大学として何ができるかを述べ、おわりに、今後の健康医療教育カリキュラムに対し、三つのコアカリキュラム（カリキュラム人文社会科学、カリキュラム学際隣接領域、カリキュラム基礎科学・生命科学）の方向性を提言した。

なお、本シンポジウムの映像は、<http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/rclip/20110226/> で閲覧することができる

(RC 桑原 俊/RA 陳 柏均)

知的財産判例データベース進捗状況

<http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/rclip/db/>

❖中国 DB プロジェクトの進捗状況

2010年度、予算削減、税金調整手続きがあったが、中国各先生の協力により計画通りに完成した。

(グローバル COE 研究員 兪風雷)

❖タイ DB プロジェクトの進捗状況

現在、462 件の判例が掲載されている。近いうちに 40 件の判例が追加される予定である。

(RC 今村哲也)

❖韓国 DB プロジェクトの進捗状況

現在、総計 141 件の韓国の知的財産権判例が掲載されている。2011 年度にも更に判例を追加していくことを目標に、韓国の研究協力者と準備を進めている。

(RC 張睿暎)

❖台湾 DB プロジェクトの進捗状況

2010 年度に、40 件を追加し、総計 535 件が掲載されている。

(助手 小川明子)

❖インドネシア DB プロジェクトの進捗状況

現在、144 件が掲載されている。新たに 10 件を近日中に追加予定。

(助手 志賀典之)

❖インド DB プロジェクトの進捗状況

2010 年度には 20 件の判例を収集し、順次掲載の予定である。

(RCLIP 事務局 上條千恵美)

❖欧州 DB プロジェクトの進捗状況

2010 年度には、英文に翻訳済みのドイツ判例 125 件、フランス判例 85 件、スペイン判例 50 件、イタリア判例 10 件の収集を行い、今後順次掲載していく。また、100 件の英国判例の選別を行い順次掲載の予定である。

(上條千恵美)



研究会・セミナー開催のお知らせ

<第32回 RCLIP 研究会>

「著作権法解釈学のあり方ー著作権法を勇気づける教科書を執筆してー」

【報告者】早稲田大学法学学術院教授 高林龍

【日時】2011年5月16日(月) 18:30~20:30

【場所】早稲田大学早稲田キャンパス 8号館
303 会議室

【概要】情報のデジタル化を迎えて現行著作権法は行き詰っており、このままでは米国等のコンテンツ保護大国に遅れを取るといった危機感が広まっている。そのような中であっても著作権をめぐる紛争は日々生起しており、その解決は立法化を待つことはできないし、解決を司法に委ねるにしても、そのためのツールともいべき一貫性・整合性のある著作権法の解釈論が示されている必要がある。本講演では、教科書を執筆した経緯を踏まえて、言うは易し行うは難しのこのような著作権法解釈学のあり方について論じられる。

<IIIPS-Forum 主催 早稲田大学文理融合シンポジウム>

「グローバルヘルスと知財戦略:障壁から投資誘因・活用へー医療技術実用化オープンイノベーション促進のための法基盤整備の新展開ー」

【日時】2011年6月4日 13:00~18:00

【場所】早稲田大学戸山キャンパス 36号館 382教室

【主催】早稲田大学重点領域研究機構 知的財産拠点形成研究所

【概要】米国では、公的・私的資金に支えられた各種の営利、非営利団体、大学等研究機関が、様々なグローバルヘルス関連研究開発・ヘルスケア等提供事業を展開し、ひとつの産業セクターを形成し、米国の国際競争力維持に大きく貢献している。これに対し、日本では、世界有数の公的資金の投入にも拘わらず各種団体・機関の活動は米国に比

べ格段に低い。その要因としては、多くの医療関係者が特許を障壁と考え、投資誘因の手段として十分に活用していないこと、特許の活用により医療技術のオープンイノベーション促進させるための法制度基盤が確立されていないことが考えられる。本シンポジウムでは、2月のシンポジウムに引き続き、法と医の協働のもと、日米のグローバルヘルス営利・非営利機関で活動する研究者及び法曹関係者を講演者として、知的財産権活用の法基盤整備の新展開について議論する。

講演者等の詳細については、RCLIP ホームページ上をご覧ください。

事務局便り

3月11日の大震災以来、日常が日常ではないような不思議な時間が流れていたキャンパスにも、ひと月後れの新学期の賑わいとともに、活気が戻ってきました。

RCLIPでも、4月から上野達弘先生、安藤和宏先生、Christoph Rademacher先生が、新たにご参加くださることになり、より充実した活動が展開されることと思います。

新年度は、高林先生による研究会から始まります。本年もRCLIPの活動へご支援、ご協力くださいますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

編集・発行

早稲田大学グローバルCOE

<企業法制と法創造>>総合研究所内

知的財産法制研究センター長 高林 龍

Web-RCLIP@list.waseda.jp

<http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/rclip/>